

大阪公立大学工業高等専門学校教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 113

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 423

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条から第8条までの規定による職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 教職員 給与規程第1条の規定による教職員のうち、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の再雇用に関する規程の適用を受ける者を除いたものをいう。
- (3) 教員 大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に規定する教員をいう。
- (4) 職員 第2号に規定する教職員のうち、就業規則第2条第3項に規定する職員をいう。
- (5) 法人教職員 公立大学法人大阪教職員就業規則第2条1項に定める教職員のうち、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程に定める再雇用職員を除いたものをいう。
- (6) 給料月額 給料表に定める給料の月額をいう。
- (7) 初任給 新たに教職員となった者の給料月額をいう。
- (8) 昇格 教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (9) 降格 教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (10) 教員在職期間 教員として在職した期間をいう。
- (11) 経験年数 第7条及び第17条の規定により計算される外部経験、職員経験及び教員在職期間の合計の年数をいう。
- (12) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (13) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (14) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (15) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。

(16) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。

(職務の分類)

第3条 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類（以下「職務分類」という。）するものとする。

2 前項の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、別表第1（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

(職務の級の資格基準)

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表、職種等及び学歴、免許等の資格の区分に応じて適用する。

3 級別資格基準表において、学歴、免許等の資格の区分に定めがある場合は、当該教職員の最終の学歴、免許等の資格に応じて適用するものとする。ただし、当該教職員の最終の学歴、免許等の資格以外の資格による方がその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

第2章 採用時における職務の級の決定

(新たに採用された者の職務の級の決定)

第5条 新たに教職員として採用された者の職務の級は、その職務に応じて決定する。

2 前項の職務の級の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たす級の範囲内で行うものとする。

(前職等の期間を有する職員の職務の級の決定)

第6条 新たに教職員として採用された者で、次の各号に該当する者は、級別資格基準表の適用にあたって用いる学歴、免許等の資格を取得した日以降大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）に教職員として採用されるまでの経歴に係る期間（以下「前職等の期間」という。）の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第113条の規定により、法人教職員から引き続き教職員となった者

(2) 地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の役職員を含む。以下同じ。）から引き続き教職員となった者

(3) 国家公務員（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び同法第2条第2項に規定する特定独立法人以外の独立行政法人を含む。）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の役職員から引き続き教職員

となった者

- (4) 就業規則第18条の規程により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後に高専の教職員として復帰のため採用された者
- (5) 専門的知識、実務経験等を必要とする職に採用された者で、前職等の期間を6月以上有するもののうち、理事長が特に必要と認めるもの
- (6) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない間に教職員として採用された者
- (7) その他理事長が前各号に準ずる者として定める者

(前職等の期間を有する教員の職務の級の決定)

第7条 教員として採用された者で、前職等の期間を有する者については、その期間を別表第3に定めるところにより換算して得た月数（以下「外部経験」という。）12月につき1年を経験年数として、級別資格基準表を適用するものとする。

第3章 初任給の決定

第1節 初任給基準

(初任給)

第8条 新たに教職員として採用された者（第12条に規定する者を除く。次条から第11条までにおいて同じ。）の初任給は、その者が適用を受ける給料表、職種等、学歴、免許等の資格及び職務の級の区分に応じて別表第4（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号給とする。

第2節 職員の前歴加算

(外部経歴を有する職員の初任給)

第9条 新たに職員として採用された者のうち、次項に定める初任給基準日から本法人に職員として採用されるまでの間の経歴に係る期間（次条の規定の適用を受ける者にあっては、同条に規定する経歴に係る期間を除く。以下「外部経歴期間」という。）を有するものの初任給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 一般職給料表(1)の適用を受ける者のうち、次号に掲げる者以外の者 次に掲げる数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
 - ア 別表第5に掲げる月数の合計月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。以下「換算月数」という。）のうち60月以内の部分を12月で除して得た数に4を乗じて得た数
 - イ 換算月数のうち60月を超える部分を15月で除して得た数に4を乗じて得た数
- (2) 一般職給料表(1)の適用を受ける者のうち、当該外部経歴に60月を超える同種職務

(職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務をいう。以下同じ。)に従事した期間があるもの 次に掲げる数の合計数を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 別表第5第1号に掲げる月数を12月で除して得た数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）

イ 同表第2号から第4号までに掲げる月数の合計月数に、前項により切り捨てられた端数に3を乗じた数を加えて得た月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を、15月で除して得た数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）

2 前項の初任給基準日とは、初任給の算定の基礎となる学歴、免許等の資格を取得した日をいう。

第3節 教員の前歴加算

（前職等の期間を有する教員の初任給）

第10条 新たに教員として採用された者のうち、前職等の期間を6月以上有するものの初任給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 教授 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 経験年数から必要経験年数を差し引いて得た年数に12を乗じて得た月数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「加算対象月数」という。）のうち138月以内の部分 当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち138月を超える192月以内の部分 当該部分の加算対象月数を9月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

(2) 准教授 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 加算対象月数のうち174月以内の部分 当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち174月を超える192月以内の部分 当該部分の加算対象月数を9月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

(3) 講師 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 加算対象月数のうち210月以内の部分 当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち 210 月を超える 228 月以内の部分 当該部分の加算対象月数を 9 月で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に 2 を乗じて得た数

- (4) 助教 外部経験の月数（当該月数が 144 月を超えるときは 144 月とする。）を 12 月で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に 4 を乗じて得た数を、第 8 条の規定による号給に加えて得た数を号数とする。

第 4 節 初任給基準の定めのない職務の級の初任給

（初任給基準の定めのない職務の級の初任給）

第 11 条 新たに教職員となった者で、第 2 章（採用時における職務の級の決定）の規定により決定された職務の級について、初任給基準表に号給の定めがないものの初任給は、その者の職務の内容、学歴、免許等の資格、他の教職員との均衡等を考慮して決定する。

第 5 節 人事交流等により異動した場合の初任給

（人事交流等により異動した場合の初任給）

第 12 条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて教職員となった者の初任給を前 5 条の規定により算定した場合には著しく他の教職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める時から教職員として在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、以降引き続いて教職員となった日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給（理事長が定める場合にあっては、その者が引き続いて教職員となった日の前日に受けている給料月額を基準とし、他の教職員等の均衡を考慮して調整した号給。）を、その者の初任給を決定することができる。

- (1) 本法人の役員 役員となったとき（役員となる前日に引き続く教職員、旧府大法人の役員若しくは教職員（以下「旧府大法人の役職員」という。）、旧市大法人の役員若しくは教職員（以下「旧市大法人の役職員」という。）、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合は当該教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員となったときとする。さらにその前に引き続く教職員、役員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）
- (2) 地方公務員 地方公務員となったとき（地方公務員となる前日に引き続く役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は国家公務員の期間がある場合は当該役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は国家公務員となったときとする。さらにその前に引き続く役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

- (3) 国家公務員　　国家公務員となったとき（国家公務員となる前日に引き続く役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は地方公務員の期間がある場合は当該役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員又は地方公務員となったときとする。さらにその前に引き続く役員、教職員、旧府大法人の役職員、旧市大法人の役職員、地方公務員又は国家公務員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）
- 2 就業規則第18条の規程により転籍出向先法人の役職員となり、その後に高専の教職員として復帰のため採用された者については、前5条の規定にかかわらず、当該転籍出向先法人の役職員となった間も引き続き教職員であったものとみなした場合に復帰した日に受けることとなる号給をもって、その者の復帰した日の号給とする。

第4章 異動時における号給の決定

（異動の場合の号給等）

第13条 教職員を給料表の適用を異にすることなく1の職から次の各号に掲げる職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が異動後の職に移った日において新たに教職員として採用されたものとみなして、第3章（初任給の決定）の規定により決定する。ただし、当該号給の給料月額が、異動後の職に移った日の前日に受けていた号給の給料月額（以下この項において「現給」という。）に達しないときは、理事長が定める場合に限り、現給を基準とし、他の教職員との均衡を考慮してその者の号給を調整し、決定することができる。

- (1) 異動前の職と同じ職務の級で初任給の基準を異にする職
(2) 異動前の職と職務の級を異にする職で初任給の基準を異にする職種等に属する職

（上位資格の取得等の場合の給料月額の決定）

第14条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（前条第1項ただし書適用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長が定めるところにより上位の号給に決定することができる。

第5章 昇格

（昇格）

第15条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じて、その者の属する職務の級を上位の職務の級に昇格させる。

- 2 前項の昇格の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たした限りで行うものとする。

（前職等の期間等を有する職員の最初の昇格）

第16条 第6条の規定の適用を受ける者について、採用後又は異動後最初の昇格にあた

り前条の規定を適用する場合においては、その者の前職等の期間から、採用時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間の全部又は一部を各職務の級の在職年数とみなして級別資格基準表を適用することができる。

(前職等の期間を有する教員の昇格)

第 17 条 第 7 条の規定を受ける教員については、これらの規定による外部経験及び職員経験に教員在職期間を加えたもの 12 月につき 1 年を経験年数として、級別資格基準表を適用するものとする。

(上位資格の取得等による昇格)

第 18 条 教職員が級別資格基準表の学歴、免許等の資格の区分を異にする学歴、免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前 3 条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

第 6 章 昇格時の号給の決定

(昇格の場合の号給)

第 19 条 教職員を昇格させた場合（第 13 条第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者に適用される給料表及びその者が当該昇格の日の前日に受けている号給に応じて別表第 6 に定める昇格後の級の号給とする。

2 教職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときににおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格の場合の号給)

第 20 条 教職員を降格させた場合（第 13 条第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者の号給は、当該降格の日の前日に受けている給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 前条第 2 項の規定は、教職員を 2 級以上下位の職務の級へ降格させた場合の号給について準用する。

(降格した教職員を最初に昇格させる場合)

第 21 条 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第 19 条の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けている号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

2 前項の規定にかかわらず、1 度の降格で 2 級以上下位の職務の級へ降格した教職員を当該降格後に昇格させる場合において、その者が当該昇格後に受ける号給は、当該昇格によりその教職員の職務の級が当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日に受けている号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近

上位の額の号給)とする。

- 3 第12条及び第13条の規定により調整された給料月額を受ける教職員を昇格させた場合の号給については、理事長が定める。

第7章 昇給

(昇給の時期)

第22条 給与規程第8条第1項の規定による昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の区分による昇給の号給数)

第23条 給与規程第8条第2項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 一般職給料表(1)の1級（次号に掲げるものを除く）である職員 昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（以下「前年度の評価期間」という。）における勤務成績の評価（前年度の評価期間における勤務成績の評価に基づいて昇給の号給数を決定することが著しく不適当であると認める場合にあっては、昇給させる年度の前々年度の4月1日から昇給させる前年度の3月31日までの期間における勤務成績の評価。次号及び第3号において「勤務成績の評価」という。）に応じ、それぞれ次に定める号給数
- ア 勤務成績が特に良好である職員 5号給
 - イ 勤務成績が良好である職員 4号給
 - ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
 - エ 勤務成績が良好でない職員 0号給
- (2) 一般職給料表(1)の1級である職員のうち、採用の日から当該昇給日の属する年度の末日までの期間が別表第7に定める年数に満たない職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数
- ア 勤務成績が良好である職員 4号給
 - イ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
 - ウ 勤務成績が良好でない職員 0号給
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数
- ア 勤務成績が優秀である職員 6号給
 - イ 勤務成績が良好である職員 4号給
 - ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
 - エ 勤務成績が良好でない職員 0号給
- (4) 教員 4号給

- 2 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合におおむね合致していなければなら

ない。

- (1) 前項第1号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の40
- (2) 前項第3号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の30

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第24条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあっては、0）とする。

- (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに教職員となった者又は第13条第1項若しくは第14条の規定により号給を決定された者（第13条第1項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。以下これらを「新たに教職員となった者等」という。）にあっては、新たに教職員となった日又は当該号給を決定された日（以下これらを「新たに教職員となった日等」という。）から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 2号給
- (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 4号給
- (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上3日未満である教職員 2号給
- (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある教職員 4号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 就業規則第20条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。）
- (2) 就業規則第46条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
- (3) 就業規則第52条第3号の規定による停職
- (4) 就業規則第61条第1項の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇（以下「就業の禁止における病気休暇」という。）
- (5) 就業規則第62条第1項の規定による勤務停止により与えられた病気休暇（以下「勤務停止における病気休暇」という。）
- (6) 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
- (7) 勤務時間等規程第29条の規定による病気休暇（1日単位のものに限り、第4号及び第5号に該当するものを除く。）
- (8) 欠勤（1日単位のものに限る。）

(9) 勤務時間等規程第 31 条第 2 項第 1 号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1 日単位のものに限る。）

(懲戒処分等による昇給の号給数の調整)

第 25 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあっては、0 とする。）とする。

- (1) 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに教職員となった者等にあっては、新たに教職員となった日等から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、就業規則第 52 条第 1 号に掲げる戒告の処分を受けた教職員 2 号給
- (2) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 52 条第 2 号に掲げる減給の処分を受けた教職員 3 号給
- (3) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 52 条第 3 号に掲げる停職の処分を受けた教職員 4 号給
- (4) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第 54 条に規定する文書による訓告を受けた教職員 1 号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前 2 条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられこととなる号給数をいう。）を減じた数が 0 を下回っていたものの当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前 2 条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあっては、0 とする。）とする。

(年齢による昇給の号給数の抑制)

第 26 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいづれかの日に年齢 56 歳以上となる教職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

(勤務期間に応じた昇給の号給数)

第 27 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに教職員となった者等（転籍出向から復帰した者を除く。）の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに教職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

(転籍出向から復帰した者の昇給の号給数の調整)

第 28 条 前 5 条の規定にかかわらず、就業規則第 18 条の規定により転籍出向していた者が、前年の昇給日後に本法人に復帰した場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の教職員との均衡を考慮して調整するものとする。

(大阪府の職員又は大阪市の職員から人事交流等により引き続いて職員となった者の最初の昇給)

第 29 条 大阪府の職員又は大阪市の職員から人事交流等により引き続いて職員となった者について、採用後最初の昇給にあたり第 23 条から第 27 条までの規定を適用する場合においては、大阪府の職員及び大阪市の職員の期間を本法人の在職期間とみなすことができる。

(本法人の役員から引き続き教職員となった者の最初の昇給)

第 30 条 第 23 条から第 27 条までの規定にかかわらず、本法人の役員であった者が、前年の昇給日後に引き続き教職員となった場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の教職員との均衡を考慮して調整するものとする。

(昇給しない教職員)

第 31 条 前 8 条の規定による号給数が 0 となる教職員は昇給しない。

(最高号給を超える場合の号給)

第 32 条 第 23 条から第 30 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

(復職時等における号給の調整)

第 33 条 第 24 条第 2 項第 1 号から第 7 号に掲げる事由により勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該期間を別表第 8 に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第 8 章 雜則

(この規程により難い場合の措置)

第 34 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(給料月額の訂正)

第 35 条 教職員の給料月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向かって行うことができる。

(施行の細目)

第 36 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
 - (2) 旧就業規則 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
 - (3) 旧給与規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程をいう。
 - (4) 旧勤務時間等規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程をいう。
 - (5) 承継教職員 この規程の施行の日の前日に旧府大法人に在職し、合併前の大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継された者をいう。
 - (6) 高専区分教職員 この規程が適用される教職員で、高専事業場で勤務するもの（前号の教職員を除く。）をいう。

(合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間においては、承継教職員及び高専区分教職員の職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準は、旧給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

(令和 5 年 1 月 1 日を昇給日とする昇給にかかる休職等の事由)

- 4 令和 5 年 1 月 1 日を昇給日とする昇給にかかる勤怠調査期間のうち、その昇給日が属する年の前々年の 12 月 1 日から前年の 3 月 31 日までの間の次の表の左欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日は、右欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日とみなす。

旧就業規則第 15 条第 1 項の規定による休職（同項第 4 号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によるものを除く。）	本則第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる事由
旧就業規則第 42 条第 3 条の規定による休職	本則第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる事由
旧就業規則第 52 条第 1 項第 1 号に規定する結核性疾患にかかる休養命令による休養	本則第 24 条第 2 項第 5 号に掲げる事由
旧勤務時間等規程第 19 条の規定による病気休暇（1 日単位で取得したものに限り、業務上又は通勤上の負傷又は疾病による	本則第 24 条第 2 項第 7 号に掲げる事由

ものを除く。)	
欠勤（1日単位のものに限る。）	本則第24条第2項第8号に掲げる事由

(令和4年4月1日後の復職時調整)

5 令和4年4月1日後に同日以前から引き続く休職等の期間（本則第24条及び附則第3項の規定に基づき、復職時調整の対象となる休職等の期間をいう。以下同じ。）から復職した場合の当該復職後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、休職等の期間の初日の直前の昇給日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、復職等の日の前日。以下本項中について同じ。）から令和3年12月31日までの期間にかかる復職時調整を行い、その上で、令和4年1月1日以後の期間における復職時調整を行う場合に得られる号給とするものとする。

- (1) 令和4年4月1日の翌日を復職等の日とみなして、附則第3項の規定に基づき、休職等の期間の初日の直前の昇給日から令和3年12月31日までの期間にかかる復職時調整を行う。
- (2) 本則第33条の規定に基づき、令和4年1月1日以後の期間にかかる復職時調整を行う。

6 前項第2号の復職時調整を行う場合における令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間の次の表の左欄に掲げる休職等の期間は右欄に掲げる休職等の期間とみなす。

旧給与規程第29条第1項の休職の期間	就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間
旧給与規程第29条第2項の休職の期間	就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間
旧給与規程第29条第3項の休職の期間	就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職）の期間
旧給与規程第29条第4項の休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	就業規則第20条第1項第2号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）
旧就業規則第15条第1項第3号の休職の期間	就業規則第20条第1項第3号の規定による休職（研究休職）の期間

旧就業規則第 15 条第 1 項第 4 号による休職の期間（旧給与規程第 29 条第 6 項に該当する場合に限る。）	就業規則第 20 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。災害休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 4 号による休職の期間（旧給与規程第 29 条第 6 項に該当する場合を除く。）	就業規則第 20 条第 1 項第 4 号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。災害休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 5 号の休職の期間	就業規則第 20 条第 1 項第 5 号の規定による休職（出向休職）の期間
旧就業規則第 15 条第 1 項第 6 号の休職の期間	就業規則第 20 条第 1 項第 6 号の規定による休職（専従休職）の期間
旧給与規程第 29 条第 9 項の休職の期間	就業規則第 20 条第 1 項第 7 号の規定による休職の期間
業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病に係る療養の期間	業務傷病休業等の期間
旧給与規程第 29 条第 2 項の休職の期間	勤務停止における病気休暇の期間

（令和 5 年 1 月 1 日を昇給日とする昇給にかかる勤務成績の評価及び昇給の号給数について）

7 令和 5 年 1 月 1 日を昇給日とする昇給にかかる勤務成績の評価及び勤務成績の区分による昇給の号給数については、附則第 3 項に定める内容を適用する。

附 則（令和 4. 3.31 規程 423）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務の内容
一般職給料表(1)	1 級	係員級の職務
	2 級	主任級の職務
	3 級	係長級の職務
	4 級	課長代理級の職務

教育職給料表	1級	助教又は助手の職務
	2級	講師の職務
	3級	准教授の職務
	4級	教授の職務
	5級	教授（校長）の職務

別表第2

級別資格基準表

ア 一般職給料表(1)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等 の資格	職務の級	
		1級	2級
事務職員	大学卒	0	6
	短大(3年制)卒	0	7
	短大(2年制)卒	0	8
	高校卒	0	10

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

この表により難い場合は、職員の年齢、前歴その他の条件を勘案して理事長が別に定めることができる。

イ 教育職給料表の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等 の資格	必要経験年数
教授	大学卒	8
准教授	大学卒	4
講師	大学卒	0
助教及び助手	大学卒	0

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数とする。

別表第3

前職等期間換算表

前職等の期間に応じて、次に定めるところにより算出して得た月数の合計	
1 教員又は研究所の研究員として勤務した期間の部分	当該期間に相当する 月数
2 学校における在学期間（修業年限又は正規の修学年数の期間 に限る。）の部分	当該期間に相当する 月数

3 その他その者の職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間の部分	当該期間に相当する月数
4 その者の職務とその種類が類似する職務に従事した期間の部分	当該期間に相当する月数に 5分の4を乗じて得た月数
5 その他の期間の部分	当該期間に相当する月数に 2分の1を乗じて得た月数

備考) 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする

別表第4

初任給基準表

適用を受ける給料表	職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	号給
一般職給料表(1)	事務職員	大学卒	1級	29号給
		短大(3年制)卒	1級	25号給
		短大(2年制)卒	1級	21号給
		高校卒	1級	13号給
教育職給料表	講師	博士課程修了	2級	35号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	2級	17号給
		大学卒	2級	5号給
		短大卒	1級	7号給
	助教及び助手	博士課程修了	1級	47号給
		修士課程修了及び専門職学位課程修了	1級	29号給
		大学卒	1級	17号給
		短大卒	1級	7号給

備考)

- (1) 「一般職給料表(1)・事務職員・大学卒」欄の適用を受ける者の初任給の月額は、給与規程別表第1の備考に定める給与額となる。
- (2) 「資格基準」とは、第4条に規定する級を決定する場合に必要な資格をいう。

別表第5

外部経歴加算月数表

月数
(1) 外部経歴期間のうち、同種職務に従事した期間の部分に相当する月数
(2) 外部経歴期間のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間と同程度であるものに限る。）に相当する月数に5分の4を乗じて得た月数
(3) 外部経歴期間（前号に規定する期間を除く。）のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間の半分程度以上であるものに限る。）に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数
(4) 外部経歴期間のうち、学校教育法の規定による学校又は学校に準ずるものとして理事長が定める教育機関における在学期間の部分（正規の修学年数内の期間に限る。）に相当する月数に相当する月数

備考) 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。

別表第6

昇格時号給対応表

ア 一般職給料表(1)適用者

昇格前の号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	3	3
2	1	3	3
3	1	3	3
4	1	3	3
5	1	3	3
6	1	3	3
7	1	3	3
8	1	3	3
9	1	3	3
10	1	3	3
11	1	3	3
12	1	3	3
13	1	3	3
14	1	4	3
15	1	5	3
16	1	6	3

17	1	7	3
18	1	8	3
19	1	9	3
20	1	10	3
21	1	11	3
22	1	12	3
23	1	13	3
24	1	14	3
25	1	15	3
26	1	16	3
27	1	17	3
28	1	18	3
29	1	19	3
30	1	20	4
31	1	21	5
32	1	22	6
33	1	23	7
34	1	24	8
35	1	25	9
36	1	26	10
37	1	27	11
38	1	28	12
39	1	29	13
40	1	30	14
41	1	31	15
42	1	32	16
43	1	33	17
44	1	34	18
45	1	35	19
46	1	36	20
47	1	37	21
48	1	38	22
49	1	39	23
50	1	40	24
51	2	41	25

52	3	42	26
53	4	43	27
54	5	44	28
55	6	45	29
56	7	46	30
57	8	47	31
58	9	47	31
59	10	47	32
60	11	48	32
61	12	48	33
62	13	48	33
63	14	49	34
64	15	49	34
65	16	49	35
66	17	50	35
67	18	50	35
68	19	50	36
69	20	51	36
70	21	51	36
71	22	51	37
72	23	52	37
73	24	52	37
74	25	52	38
75	26	53	38
76	27	53	38
77	28	53	39
78	29	54	39
79	30	54	39
80	31	54	39
81	32	55	40
82	33	55	40
83	34	55	40
84	35	55	40
85	36	55	41
86	37	56	41

87	38	56	41
88	39	56	41
89	40	56	42
90	41	56	42
91	41	57	42
92	42	57	42
93	42	57	43
94	43	57	43
95	43	57	43
96	44	58	44
97	44	58	44
98	45	58	44
99	45	58	45
100	46	58	45
101	46	59	45
102	47	59	
103	47	59	
104	48	59	
105	48	60	
106	49	60	
107	49	60	
108	49	60	
109	49	61	
110	50	61	
111	50	61	
112	50	61	
113	51	62	
114	51		
115	51		
116	51		
117	52		
118	52		
119	52		
120	52		
121	53		

122	53		
123	53		
124	53		
125	54		
126	54		
127	54		
128	54		
129	55		
130	55		
131	55		
132	55		
133	55		
134	56		
135	56		
136	56		
137	56		
138	56		
139	56		
140	56		
141	57		
142	57		
143	58		
144	58		
145	59		

イ 教育職給料表適用者

昇格前の号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	3	3	3	3
2	3	3	3	3
3	3	3	3	3
4	3	3	3	3
5	3	3	3	3
6	3	3	3	3
7	3	3	3	3

8	3	3	3	3
9	3	3	3	3
10	4	3	3	3
11	5	3	3	3
12	6	3	3	3
13	7	3	3	3
14	8	3	3	3
15	9	3	3	3
16	10	3	3	3
17	11	3	3	3
18	12	3	3	3
19	13	3	3	3
20	14	3	3	3
21	15	3	3	3
22	16	4	3	3
23	17	5	3	3
24	18	6	3	3
25	19	7	3	3
26	20	8	4	3
27	21	9	5	3
28	22	10	6	3
29	23	11	7	3
30	23	12	8	3
31	24	13	9	3
32	24	14	10	3
33	25	15	11	3
34	25	16	12	3
35	26	17	13	3
36	26	18	14	3
37	27	19	15	3
38	28	20	16	3
39	29	21	17	3
40	30	22	18	3
41	31	23	19	3
42	31	24	20	3

43	32	25	21	3
44	32	26	22	3
45	33	27	23	3
46	33	28	24	3
47	34	29	25	3
48	34	30	26	3
49	35	31	27	3
50	35	31	28	3
51	35	32	29	3
52	36	32	30	3
53	36	33	31	3
54	36	33	31	4
55	37	34	32	5
56	37	34	32	6
57	37	35	33	7
58	38	36	33	8
59	38	37	34	9
60	38	38	34	10
61	39	39	35	11
62	39	40	36	12
63	40	41	37	13
64	40	42	38	14
65	41	43	39	15
66	41	44	39	16
67	42	45	39	17
68	42	46	40	18
69	43	47	40	19
70	43	47	40	19
71	44	48	41	19
72	44	48	41	20
73	45	49	41	20
74	45	49	42	20
75	46	50	42	21
76	46	50	42	21
77	47	51	43	21

78	47	52	43	22
79	47	53	43	22
80	48	54	44	22
81	48	55	44	23
82	48	56	44	23
83	49	57	45	23
84	49	58	45	23
85	49	59	45	23
86	50	60	46	23
87	50	61	46	24
88	50	62	46	24
89	51	63	47	24
90	51	63	47	24
91	51	64	47	24
92	51	64	47	24
93	52	65	47	25
94	52	65	48	25
95	52	66	48	25
96	52	66	48	25
97	53	67	48	25
98	53	68	48	25
99	53	69	49	26
100	53	70	49	26
101	54	71	49	26
102	54	72	49	26
103	54	73	49	26
104	54	74	50	26
105	55	75	50	27
106	55	76	50	
107	55	77	50	
108	55	78	50	
109	55	79	50	
110	56	80		
111	56	81		
112	56	82		

113	56	83		
114	56	83		
115	57	83		
116	57	83		
117	57	84		
118	57	84		
119	57	84		
120	58	84		
121	58	85		
122	58	85		
123	58	85		
124	58	85		
125	59	86		
126	59	86		
127	59	86		
128	59	86		
129	59	87		
130	60	87		
131	60	87		
132	60	88		
133	60	88		
134	60	88		
135	61	89		
136	61	89		
137	61	89		
138	61			
139	61			
140	62			
141	62			

別表第 7

第 23 条第 1 項第 2 号に基づき定める期間

職種等	学歴、免許等の資格	在級年数
事務職員	大学卒	1
	短大(3年制)卒	2

短大(2年制)卒	3
高校卒	5

別表第8

復職調整表

休職等の期間	換算率
就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間	3分の3以下
就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るもの除き、結核性疾患に係るものに限る。私傷病休職（結核性疾患））の期間	2分の1以下
就業規則第20条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患に係るもの除く。私傷病休職）の期間	3分の1以下
就業規則第20条第1項第2号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
就業規則第20条第1項第3号の規定による休職（研究休職）の期間	3分の3以下
就業規則第20条第1項第4号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものに限る。災害休職）の期間	3分の3以下
就業規則第20条第1項第4号の規定による休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。災害休職）の期間	3分の1以下
就業規則第20条第1項第5号の規定による休職（出向休職）の期間	3分の3以下
就業規則第20条第1項第6号の規定による休職（専従休職）の期間	3分の2以下
就業規則第20条第1項第7号の規定による休職の期間	理事長が認める割合以下
業務傷病休業等の期間	3分の3以下
勤務停止における病気休暇の期間	2分の1以下
就業の禁止における病気休暇の期間	3分の1以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）を除く。）	3分の3以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）	2分の1以下

